

第109回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成30年3月16日(金) 14:30～15:45

2 場所：中央合同庁舎第2号館 共用10階会議室

3 出席者

座長 松尾 邦弘

江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

斎藤 誠

高橋 滋

南 砂

(総務省) 行政評価局長 讃岐 建

大臣官房審議官 吉開 正治郎

行政相談企画課長 原嶋 清次

行政相談管理官 田中 英人

4 議題

(1) 事案

- ① 希望ナンバーの予約の有効期限の延長の取扱い(新規案件)
- ② 健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消(新規案件)
- ③ 運転免許証の氏名の変更手続における確認書類の見直し(継続案件)

(2) 報告

(あっせん)

- ① 高等学校等就学支援金の受給決定前の授業料納付の猶予
- ② 国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進

(回 答)

- ① 精神障害者保健福祉手帳の更新手続の改善
- ② 単身赴任者に対するすまい給付金の申請要件の緩和

5 議事概要

(1) 事案

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。

① 希望ナンバーの予約の有効期限の延長の取扱い（新規案件）

(高橋委員)

全国一律で運用している制度において、ローカルルールがあるために問題が生じているというのはよく聞く。今回の相談では、一部の運輸支局では柔軟に有効期限の延長を認めているとのことであるが、全国の運輸支局で、特段の事情がある場合には有効期限の延長を認めるよう統一していただくのが良いと考える。全ての運輸支局で画一的に延長の取扱いを止めるべきではない。

(小野委員)

原則として有効期間 1 か月以内に登録申請をすることとして、今回の相談のような輸入車については、海運ストや天災なども考慮して、例外的に有効期限の延長を認めるのがよいと考える。地域によって取扱いが異なるという苦情を聞くことが多いが、そのような取扱いはなくすべきで、同一の取扱いをするようにしていただきたい。

(松尾座長)

国土交通省は、有効期間の延長の取扱いを認める場合には、登録申請の準備ができないにもかかわらず特定の番号の専有を目的として希望ナンバーを申し込むことを助長することや交付代行者におけるナンバープレートの保管場所の確保、延長の妥当性の判断が負担となるということであるが、この点についてはどうか。

(斎藤委員)

例えば、輸入車などは登録申請が遅れることがあり得るが、このような延長を認めるべき類型のものについて、平成 9 年課長通達の有効期限経過後の取扱いの記述の部分に、例えば、「ただし、輸入車についてはやむを得ない事情がある場合、延長を認める」等と記載する又は、交付代行者の運営要領に、例外的な取扱いを認めるという文言を加えるよう働きかけることが考えられる。

(江利川委員)

この希望ナンバー制度は、サービスで行われているものであるから、有効期限厳守という形式的な対応ではなく、利用者が利用しやすいように、柔軟な対応をすべきであると思う。また、本事案については、制度改正などが必要な事案ではないため、総務省か

ら「あっせん」という形で対応を求めるといよりも、関係機関に情報を提供して、それを受けた関係機関において改善されるべきものではないかと考える。

(審議官)

希望ナンバーの予約の有効期間は、交付代行者が定めているものであり、その延長を認めるかどうかの最終的な判断も交付代行者が行うこととなっている。そのため、本件については、運輸支局の判断が区々となっていることというよりも、交付代行者が延長を認めていないことについてどのような改善を図るかが問題となり、直接、制度改善を促すものではないという点では、特殊な事案であると捉えている。

(梶田委員)

国土交通省は、有効期限の延長の取扱いを認めることは、交付代行者に過度な負担が生ずるとの見解を示しており、運営要領等に、例外的に有効期限の延長を認めることがある等を記載するだけでは、どのような場合に延長を認めるかについて、運用が区々となる可能性がある。延長を認める場合については、類型化するのがいいと考えるが、国土交通省は、類型化が可能かどうかについての懸念があるのであろう。

(江利川委員)

希望ナンバー制度は、運輸省が通達を発出して運用が開始されているのであるから、交付代行者が有効期限の延長の可否を判断するといっても、その判断が区々となっているのは好ましくない。

(高橋委員)

ローカルルールがあるのはよくないが、画一的に有効期限の延長を止めるべきではない。どのような形であれば、全国で有効期限の延長の取扱いをすることができるようになるか、国土交通省に検討してもらうのがよいと考える。

(江利川委員)

原則は一か月の有効期限内に登録申請を求め、特別な事情がある場合に例外的に有効期限の延長を認めるようにしてもらい、特別な事情の内容は、国土交通省において検討するのがよいと考える。

(松尾座長)

申請者に有効期限の延長の理由を疎明させる、例えば、船の延着証明書を提出させることなども検討すれば、交付代行者において延長理由の真偽の判断が可能となるのではないか。

この点についても、国土交通省と交付代行者との間で調整されるのがよいと考える。

(齋藤委員)

平成 9 年課長通達には「有効期限経過後には失効する」と記載されているので、運用でその部分を変えるか、「このような場合は有効期限経過後も申請を認める」という文言を記載するのがよいと考える。他の法令の条文等では、例えば「～の場合は失効する。ただし、正当な理由がある場合にはこの限りでない」という文言になっているが、「正当な理由」の部分については、先ほどの御意見のように、国土交通省において検討されるのがよいと考える。

(松尾座長)

本件については、有効期限の延長の取扱いについて、国土交通省と交付代行者の間で運用面を調整していただくという意見として、取りまとめることとしたい。

② 健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消（新規案件）

(梶田委員)

厚生労働省によれば、事業所に原因があるとのことであるが、国民健康保険料は被保険者が支払うものである一方、健康保険料は事業主と折半で支払うものであり、今回のケースは事業主が加入していなかった。社会保険への加入義務を怠っていた未適用事業者への加入指導で昨年度 11 万件以上の事業所が適用事業所となっているため、適用促進を行っていけば、今後、今回の相談のようなケースというのが増えていくのではないかと。

(松尾座長)

金額が 30 数万円と少なくない。このケースはどの程度の広がりが出る可能性がある問題となると考えられるか。

(事務局)

行政相談で受け付けた事案としてはこちらの 1 件のみであるが、加入指導によって平成 28 年度に 11 万件以上が適用事業所となっており、少ない件数とは考えにくい。

(松尾座長)

国保法の制度改正の時にこういう問題が起こりそうだと何らかの整理をしていないのか。重大な制度改正の時には、今回相談のあったようなケースがあると当然検討されるべきと考えている。仮に 1 万件くらい潜在的に存在するとすれば 1 件 30 数万円で 300 億円となり、国としても無視できない金額である。国が無関心というのは通

らない。

(江利川委員)

二重払いの解消はかなりの手間がかかる。仮に国保で医療費が支給されていれば医療費の清算も必要となる。大変な手間であり、遡及して保険料を納めさせることになっているが、保険加入が分かった時点から適用すれば良いのではないか。社会保険への加入義務を怠っていた事業主に対し加入指導がなされ、適用事業所となった事業所が2016年度に11万件以上あるとされているが、(医療費の清算の手続を伴うことから)11万件全てで遡って保険料を納めさせるのは現実的ではないのではないか。厚生労働省に対し、清算の考え方、本件と同様の事案の件数、処理の実態を聞いてみる必要がある。

観念的な整理と現実の処理とで乖離があるように考えられる。そもそも今回の相談にあったような処理が妥当な処理の仕方なのかという気がする。

(松尾座長)

30数万円還付してほしいと争われたらどのような姿勢で臨むのか。権利の主張をされた場合にどうするのか。このような事案が発生したときにどのように処理すべきかの基本的な処理の仕方・考え方をはっきりさせておきたい。仮に二重払いとなったような方全てに還付するとなると国の財政負担も相当なものとなる。担当省庁の見解を聞いてみてはどうか。誰の権利を優先させるかによって立場によっても解決のための道筋や財政負担額が違ってくる。基礎的な考え方を厚生労働省に聞いてもらい、それを踏まえてここで議論してはどうか。議論の材料がまだ足りていないと考えている。したがって、本件は継続審議としたい。

③ 運転免許証の氏名の変更手続における確認書類の見直し (継続案件)

(斎藤委員)

運転経歴証明書には本籍情報がないことから、運転経歴証明書の氏名変更届の確認書類としてマイナンバーカードを活用することは適当と考える。

また、運転免許証については、氏名の字体の変更届において本籍の変更の有無を確認するのは過剰と考えられるので、氏名の字体の変更届の確認書類としてマイナンバーカードを活用することは適当と考えられる。

(高橋委員)

斎藤委員の見解と同意見である。

(松尾座長)

それでは、運転免許証の氏名の字体変更届及び運転経歴証明書 of 氏名変更届の確認書類としてマイナンバーカードを活用する方向で進めてもらいたい。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

(関係機関にあっせんしたもの)

- ① 高等学校等就学支援金の受給決定前の授業料納付の猶予
- ② 国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進

(回答)

- ① 精神障害者保健福祉手帳の更新手続の改善
- ② 単身赴任者に対するすまい給付金の申請要件の緩和

以 上